

## 「第二言語教育に関する一考察 －多文化共生社会に対応できる日本語教師像－」

### An Observation of the Second Language Education － An Image of a Japanese Language Teacher who is be adapted for a Multi- Cultural Symbiosis Society

足立 祐子\*

([yao@isc.niigata-u.ac.jp](mailto:yao@isc.niigata-u.ac.jp))

---

This paper focuses on the image of the Japanese language teacher who is be adapted for a multi-cultural symbiosis society. I attempted to compare the teaching situation of German as the second language in Germany with that of Japanese in Japan. Japan and Germany share similarities in foreign immigrant problems.

I found some concrete problems after I did investigation in Germany. In this paper, firstly I would like to summarize my impressions and make some comments on my works in Germany on February 2007, which were based on a language teacher training program and an observation of a German language class. The necessary ability of a Japanese-language teacher is also explored.

---

#### 1. はじめに

現在、日本全体の外国人人口比率は1.5%程度で、この数字は他の先進国と比較するとかなり低いですが、地域によっては、10%を越えるところもある。また、外国人登録者の推移を見ると、韓国・朝鮮籍の外国人登録者が25年前、8割であったのに対し近年3割強程度に減少し、その一方で中国、ブラジル、フィリピンなどさまざまな国籍の人々が増加している。この変化は、「出入国管理及び難民認定法」が改正された1990年以降、労働制限のない「定住者」という資格のビザを持つ日系南米人の労働者が静岡県浜松市や愛知県豊田市などに集住する傾向にもあらわれている。このような状況を見ると、日本人の出生率低下による労働力不足もともなって今後日本社会で生活する外国出身者数は確実に増加することが予想される。

当然のことながら、教育・言語・住宅・政治参加・社会保障など既存の社会システムは、定住する外国出身者に十分機能していないため、さまざまな社会的矛盾が生じている。新しく移住してきた外国出身者を含めたすべての人々のための新たな社会システムの構築が必要であるという声が経済関係者、研究者、自治体、市民ネットワークなどからあがり、経団連や2001年に発足された「外国人集住都市会議」や移住労働者と連帯するネットワークなどさ

---

\* 新潟大学国際センター 助教授

さまざまな団体が外国人受け入れに対する政策提言をおこなっている。

本稿では、2007年2月に実施したドイツ連邦共和国（以下ドイツと略す）での調査（平成16年度－平成19年度文部科学省科学研究費補助金 研究課題「移住者と受け入れ住民の多文化的統合を視座とした共通言語教育」研究代表者:松岡洋子）をもとに、第二言語教育について教師に視点を置き考察をおこなう。

## 2. ドイツの状況について

ドイツの調査については、足立・松岡（2003）で述べており、重複の部分もあるが以下に簡単にまとめる。

### 2. 1. ドイツと日本の類似点

ドイツは連邦政府であるため州の自治権が強く、日本の政治体制と大きく異なる。しかし、以下のドイツの歴史的状況を見ると、日本における技術研修生制度、中国帰国者、日系南米人の労働者などとの類似点を見出すことができる。

- ・ 高度成長期に労働力確保のため多くの外国人を一時滞在者（ガストアルバイター）として受け入れている。
- ・ 1973年のオイルショックを契機にこのような外国人労働者の流入抑制をドイツ政府がおこなったがうまくいかず、労働者たちの滞在が長期化し家族の呼び寄せによりさらに外国人が増大した。
- ・ ドイツ政府は、新外国人（移民）法が制定されるまでは正式には「移民」を認めていなかった。
- ・ 第二次世界大戦時に旧ソビエト連邦や東欧にわたったドイツ系移民の多くの帰国者は、ドイツ人でありながらドイツ語が話せない。
- ・ ドイツ国内では移民的背景を持つ住民の増加により言語や文化習慣の違いによりさまざまな摩擦が生じている。

### 2. 2. ドイツの社会統合事業

ドイツの外国人人口比率は8.9%（2002年）で、日本よりはるかに高い。そのため、2005年1月の新外国人（移民）法施行前から、以下のようなさまざまな機関が共生社会をめざして言語などの教育プログラムを実施していた。

- ・ 1990年前後から連邦政府、州政府、自治体、あるいは市民団体により、移民的背景を持つ住民とドイツ人との共生を目指した各種プログラムが実行されている。
- ・ 共生プログラムの中には外国人に対するドイツ社会への統合プログラムだけでなく、ドイツ人を対象とする受け入れのための共生トレーニングもある。

このような取り組みの中での2005年1月1日に新外国人（移民）法が施行された。新外国人（移民）法は、①8種類に分類されている在留許可を2種類に簡素化する、②複数部局で

担当してきた外国人の在留に関する業務を移民難民局が統括する、③言語およびドイツ社会事情を学ぶ移民統合コースを連邦政府が実施する、という特徴がある。移民統合コース（以下統合コースと略す）は、これまでいくつかの州政府、自治体で運営されていた定住者向けのドイツ語講座を連邦政府が統括し、各地域の語学学校で約600時間のドイツ語講座と約30時間のドイツ事情講座を実施している。ドイツに来た新しい移民でドイツ語が十分でない人々は統合コースのドイツ語・ドイツ事情講座を受けなければならないと認定される。認定された人々は統合コース受講の義務が発生し、もし長期の無断欠席が続けばビザの取り消し処分が科せられる。

新外国人(移民)法により新移民に対するドイツ語教育が徹底しておこなわれることになった。そのため、上述の州政府や市レベルの自治体、市民団体により実施されていた第二言語としての移民に対するドイツ語教育プログラムには予算が配分されなくなり、新外国人(移民)法施行以前から滞在するドイツ語学習が必要な人々の援助が手薄になったり、長年にわたって地域が培ってきた外国人支援ネットワークが消滅したことで、各地の現状に即した支援ができなくなってしまったりしている。

### 3. 2007年2月の調査から

研究代表者の松岡洋子氏とともに研究分担者である足立は、2007年2月21日から28日まで、上述の科学研究費の調査のため再びドイツを訪問した。今回の調査の目的は、統合コースのドイツ語・ドイツ事情講座の実施状況、問題点などについて教育現場関係者にインタビューすること、多文化社会構築を目的とする社会システム再構築に対する連邦政府や自治体の取り組みを担当者から聞き、実際に見学することであった。調査全体の詳しい報告および統計的な分析は別の機会におこなうことにし、ここでは第二言語教育について考えるために以下の二点にしばって述べる。

#### 3. 1. 第二言語教育の教授者養成

2月22日にデュッセルドルフにあるゲーティンステイチュートを訪問し、教授者養成について担当者から話を聞いた。ゲーティンステイチュートは伝統的なドイツ語の語学学校でドイツ各地にある。この教育機関は、移民に対するドイツ語の統合コースの教授者養成講座を開講している。

本来、言語教育の現場において外国語教育と第二言語教育について厳格に区別されていなかった時期もあったが、グローバリゼーションが進み外国からの移住者が増えるにつれ、両者が明確に区別されるようになってきた。ドイツ語教育も移民の問題が生じるまでは学習者の多くが留学生やホワイトカラーの労働者であったため、教育の方法も高等教育に組み込まれた方法でなされてきた。具体的には、古いものであれば訳読法であり、1960年ごろからはオーディオリンガルメソッドという構造主義や行動主義の考えに基礎を置く文法的な正確さを追求する教育法であった。その後コミュニケーションや認知的なものを重視するような教

授法も出てくるが、学習対象者が大学生や高度な技術・知識を必要とする仕事につく人々であったため、教育現場ではオーディオリングメソッドを中心とする教授法であったと考えられる。そして、目標言語である母語話者に近い言語能力を身につけることが学習の到達目標であった。しかし、学習者が大学生やホワイトカラーの労働者以外の人々が増加し、生活者として必要な言語能力の育成が必要になってきた。ドイツでは、2010年からすべての統合コースの教授者はこの第二言語としてのドイツ語教育に関する教師トレーニングを受けなければならないと法的に義務づけられている。

このような状況のもとで、ゲーティンスティチュートでは、ミュンヘンとデュッセルドルフの2つの機関で統合コースの教授者養成講座が実施されている。この養成講座はドイツ語教育の経験者対象のコースと未経験者対象のコースに分かれ、デュッセルドルフでは経験者向けのコースのみを開講している。新外国人（移民）法が実施されて2年の間にミュンヘンでは160人、デュッセルドルフでは64人のドイツ語教師がトレーニングを終えている。

この教師トレーニングの担当者に対するインタビューによると、デュッセルドルフの経験者対象の養成講座では、単に教授技術を磨くだけではなく、養成講座を受講している教師たちが担当している統合コースのクラスの問題点や改善点などについて話し合い、情報やスキルをシェアすることに重点を置いているとのことである。また受講生たちは、最終レポートで教師トレーニングを評価される。最終レポートはレポートを仕上げるために6週間の期間を与えられ、与えられた課題に対し具体的な教案をたて、受講生たちはこのレポートの中で理論的な知識、論理的な考え方、教育学的実践的な対応を示さなければならない。また、レポートの評価は最低3人のチームでなされ、さらに、この評価を移民局に提出しなければならない。インタビューの中で印象的だったのは、第二言語としてのドイツ語文法を統合コースの教師たちが考えていかなければならないと担当者が考えていることであった。

### 3. 2. 背景の違う学習者のクラス運営について

2月27日に、実際の統合コースの教室見学ができた。見学ができたクラスは14人のクラスでトルコ、イラク、中国などの国の人が授業を受けていた。

見学によって実感した問題点は以下のようなものである。

#### ① 文字使用の問題

文字を使わなくてもできる授業法を考えなければならない。「文字を書くこと」に慣れていない学習者がいることは、今までの調査でも聞いていたことであるが、その対応が十分できていない。

#### ② 授業で扱う内容の問題

移民対象の教科書を使っているが、現場の教師が各クラスにあわせて授業内容を変更する力が不足している。具体的には、見学した授業は「時刻の表現」（「今何時ですか」「授業は8時から始まります」「今9時10分前です」など）を扱ったものであったが、学習者が混乱する複雑な表現を避け、汎用性の高い表現を一つだけ練習するといったような配慮がなされていなかった。

③ 学習者に対する配慮の問題

授業見学により、従来の言語教育以上にバックグラウンドの違う学習者に対してさまざまな配慮がなされなければならないことを実感した。見学した授業では教師がいろいろ工夫し配慮しているようすがわかった。

授業見学後の担当教師に対するインタビューでは、学習者のレベルがちがうので文法を教えることが非常にむずかしい、発音矯正に苦労している、誤ることを極度に嫌うため授業中にドイツ語を発話しない学習者がいる、など現場の苦労がうかがえた。

4. 第二言語としての日本語教育へのヒント

2004年の異文化間教育学会（第25回大会）や言語政策学会でドイツの社会統合事業から学ぶべき言語支援を中心とした社会システムに関して提案をおこなった。（注）今回の調査の結果を加えての提案は以下のとおりである。

① 日本語学習支援のための公的な制度の確立

現在日本国内には日本語学習支援のための公的な制度がない。ドイツのように日本語学習支援のための公的な制度を早急に作るべきである。その際、なぜ公的な日本語学習支援の制度が必要なのか、ドイツの移民統合コースのように移民に対して強制的な方法が妥当なのかなどを十分に議論しなければならない。また、学習内容、学習時間、学習場所、教師の確保、予算および受益者負担の割合など、さまざまな点も綿密に計画しなければならない。

② 受け入れ側である日本人の日本語コミュニケーション教育プログラム

移入者側の日本語学習支援だけでなく受け入れ側の日本語の見直し、日本語非母語話者とのコミュニケーションのとり方などが共生社会を作るために必要である。その一例としては、少し日本語に慣れている定住外国人と日本人との共同学習プログラムがあげられる。日本語母語話者は非母語話者との接触場面のコミュニケーションのとり方に慣れていない。そのため、異文化コミュニケーションと日本語教育が融合した教育プログラムが有効であると考えられる。また、①と同様、プログラムの内容や形態などについての十分な議論が必要である。

③ 地域ネットワークとの連携

現在、日本では市民ボランティアが中心となって活動している地域の日本語教室が1990年前後から各地で開講されている。これらの教室は共生社会構築に関わる各種団体、個人とのネットワークの拠点として機能する。このネットワークと連携するためにさまざまな工夫をしていかなければならない。ドイツではこの連携のつなぎ役としてベアテルスマン財団やマーシャル財団などのような中立的な組織が機能している。

日本の場合は、地方の特性や地域ネットワークを重視するという理由から、地域にある国立大学法人と自治体に存在する公的な機関（例えば、県や市の財団法人国際交流協会など）とが共同プロジェクトとして取りかかるのが現実的であると考えられる。多文化共生社会

構築のために議論していかなければならない点が多くあるので、教育研究機関としての国立大学法人の役割が非常に重要であると考ええる。

上の3点のうち、第二言語教育の観点から考えなければならないのは①の点である。ドイツにおける調査からも第二言語教育が十分確立されていない現状がうかがえる。教育内容については、ヨーロッパ委員会の出している“Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment”に示されている。この教育内容については足立(2006)で触れている。今回の調査から得た推測であるが、第二言語教育では教育内容より柔軟な教授方法が重要であると思われる。そして、その教授方法は唯一無二なものではなくどのような教育場面でも臨機応変に対応できるものであるため、教授者の教授能力が問われることになる。

3で述べた調査の成果を参照すると、理想的な教授者は次のようなことができる人であると考ええる。

- ① 語学コースの最初に学習者の力量にあわせて文字を使うのか使わないのかを判断できる。
- ② 文字を使わなくても文字を使った授業とほぼ同じ授業内容を提供できる。
- ③ 文字を使わない場合、まったく使わないのか、部分的に使うのかを判断できる。
- ④ 文字を使わない場合、コース終了まで一切使わないのか、途中のある時点で文字を取り入れるのか、についてカリキュラムをデザインできる。
- ⑤ 学習者の状況にあわせて教授内容の一部省略や提出順序の組み換えを授業中に変更できる。
- ⑥ 一つのクラスのレベル差が大きくても、多くの学習者が満足できる授業を提供できる。
- ⑦ 学習者の発話などのアウトプットに際して、発音矯正や文法の正確さなど、どこまで訂正すべきかを的確に判断できる。
- ⑧ 学習者の誤りに対して訂正をおこなう場合、学習者の性格にあわせて一つの方法ではなくいろいろな方法で訂正および誤りの意識化ができる。
- ⑨ クラスの学習ネットワークを十分に活用できる。
- ⑩ 学習者のバックグラウンドに対して十分配慮でき、クラスにおける学習者の精神的な苦痛を最小限にすることができる。

これらは、調査でのインタビューや見学から出てきてものであるため、今後実証していかなければならない。また、今後上述の理想の教師像の項目が増える可能性もある。第二言語教育は理論的にはさまざまな議論がなされているが、現場の教授者養成や教授法については課題の多い分野であると言える。

(注) 異文化間教育学会第25回大会(2004年5月29日・同志社大学)で「ドイツの多文化共生プログラムの実際」というタイトルで口頭発表をおこなった。

参考文献

足立祐子・松岡洋子（2003）「ドイツにおける共生および言語政策の現状報告－共生社会に対応する日本語教育へむけて－」『留学センター紀要』第6号pp. 29-36、新潟大学

足立祐子（2006）「定住外国人の日本語教育の枠組みに関する一考察」『言外と言内の交流分野 小泉保博士傘寿記念論文集』 pp. 25-33、大学書林

松岡洋子・足立祐子（2004）「ドイツの多文化共生プログラムの実際」異文化間教育学会第25回大会発表抄録、 pp. 67-68

Council of Europe（2001）“Common European Framework of Reference for Languages, Learning, teaching, assessment” Cambridge University press